

平成25年3月 川棚町議会定例会会議録 (第5日目)

平成25年3月25日月曜日 (午後1時30分開会)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

議事日程

- 日程第1 川棚町農業委員の推薦の件
- 日程第2 議案第13号 川棚町新型インフルエンザ等対策本部条例の制
委員長報告 総務厚生 定 に つ い て
- 日程第3 議案第14号 川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 〃
について
- 日程第4 議案第15号 川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営に関する基準を定める条 〃
例の制定について
- 日程第5 議案第17号 川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の
産業建設文教 定 に つ い て
委員長報告
- 日程第6 議案第18号 川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のた
めに必要な町道の構造の基準を定める条例の制 〃
定について
- 日程第7 議案第20号 川棚町都市公園に係る移動円滑化のために必要な
特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の 〃
制定について
- 日程第8 議案第25号 平成25年度川棚町一般会計予算 予算審査特
別 別
委員長報
告
- 日程第9 議案第26号 平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第27号 平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第28号 平成25年度川棚町介護保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第29号 平成25年度川棚町観光施設事業特別会計予算
- 日程第13 議案第30号 平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第31号 平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第32号 平成25年度川棚町水道事業会計予算
- 日程第16 総務厚生委員会調査報告
- 日程第17 産業建設文教委員会調査報告

閉 会

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

議 長 これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、「川棚町農業委員の推薦の件」を議題とします。

本件については、町長から農業委員会の所掌に属する事項について、学識経験者を有する者一人を、本人の同意を得た上推薦願いたい旨の依頼がされており、依頼のとおり推薦したいと思っておりますので、議長発議により提案を致します。

推薦の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって推薦の方法は指名推選にすることに決定致しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

農業委員に石木郷457番地にお住まいの石木新一さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました石木新一さんを農業委員に推薦することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって石木新一さんを農業委員に推薦することに決定を致しました。

議 長 次に、日程第2から日程第7は、去る3月7日本会議において、また日程第8から日程第15までは、3月11日の本会議において各委員会に付託し審査を行っていたものです。各委員長から審査報告書が提出をされておりますので、順次報告を求め採決を行います。

まず日程第2、議案第13号「川棚町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 報告します。平成25年3月25日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長福田徹。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、件名、審査の結果。議案第13号「川棚町新型インフルエンザ対策本部条例の制定について」、可決すべきものと決定。

総務厚生委員長報告。議案第13号「川棚町新型インフルエンザ対策本部条例の制定について」、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査期日、平成25年3月13日(2) 審査場所、第1委員会室(3) 出席者、委員全員、議長、議会事務局書記、副町長、健康推進課長、健康増進係長。

2、審査内容(主な質疑と答弁)。

質疑、対策本部の設置の時期は。

答弁、WHOが発生を公表し、国が緊急事態宣言を行った後である。

質疑、町が行う対策とは。

答弁、予防接種の勧奨や、マスクの着用、うがい、手洗いの励行を呼びかける。

質疑、新型インフルエンザ対策特別措置法では、市町村行動計画を作成するようになっているが。

答弁、平成21年に作成している。今後、県において長崎県行動計画が見直された時に改正する。

3、審査結果。討論はなく全会一致で可決すべきものと決定した。

4、委員会の意見。上位法に基づくものであり、特になし。

以上であります。

議 _____ **長** これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。総務厚生委員長の報告に対し、反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第13号「川棚町新型インフルエンザ対策本部条例の制定について」の採決を行います。

お諮りします。本案は総務厚生委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第13号「川棚町新型インフルエンザ対策本部条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第3、議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び日程第4、議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 報告します。平成25年3月25日、川棚町議会議長初手安

幸様、総務厚生委員会委員長福田徹。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、件名、審査の結果。議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、可決すべきものと決定。

議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、可決すべきものと決定。

総務厚生委員長報告。議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査期日、平成25年3月13日(2) 審査場所、第1委員会室(3) 出席者、委員全員、議長、議会事務局書記、副町長、健康推進課長、介護保険係長。

2、審査内容(主な質疑と答弁)。

質疑、法人とあるが、どのような法人か。また個人ではできないのか。

答弁、法人ならどのようなものでも良い。個人では申請することができない。

質疑、本町でのサービスは認知症対応型共同生活介護事業のみだが、今後の見通しは。

答弁、高齢者対策基本計画に沿って展開される。平成25年度から認知症対応型通所介護施設が開所する予定である。

3、審査結果。討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定した。

4、委員会の意見。上位法に基づくものであり、特になし。

以上であります。

議 長 これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する討論、採決を行います。

総務厚生委員長の報告に対し、反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の採決を行います。

お諮りします。本案は総務厚生委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、総務厚生委員長の報告のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する討論、採決を行います。

総務厚生委員長の報告に対し、反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の採決を行います。

お諮りします。本案は総務厚生委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第15号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、総務厚生委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第5、議案第17号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」、本案について委員長の報告を求めます。

産業建設文教委員長 平成25年3月25日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教委員会委員長久保田和恵。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、件名、審査の結果。議案第17号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」、可決すべきものと決定。

産業建設文教委員長報告。議案第17号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」、産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査期日、平成25年3月13日(2) 審査場所、第2委員会室(3) 出席者、委員全員、議長、事務局長、建設課長、係長。

2、審査内容(主な質疑と答弁)。

質疑、上位法に基づくもので、本町で変えたものはないのか。

答弁、上位法に基づき東彼三町で協議して統一したものである。

質疑、この条例は利用者にとって厳しくなるのか、優しくなるのか。

答弁、緩和されるので、利用しやすくなる。

3、審査結果。討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定した。

4、委員会の意見。上位法に基づくものであり、特になし。

以上であります。

議 長 これから産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。産業建設文教委員長の報告に対し、反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。これから議案第17号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」の採決を行います。

お諮りします。本案は産業建設文教委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。したがって議案第17号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第6、議案第18号「川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について」本案について委員長の報告を求めます。

産業建設文教委員長 平成25年3月25日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教委員会委員長久保田和恵。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、件名、審査の結果。議案第18号「川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について」可決すべきものと決定。

産業建設文教委員長報告。議案第18号「川棚町高齢者、障害者等の移動

等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について」、産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査期日、平成25年3月13日(2) 審査場所、第2委員会室(3) 出席者、委員全員、議長、事務局長、建設課長、係長。

2、審査内容(主な質疑と答弁)。

質疑、歩道には視覚障害者用のブロックを設置しなくてはいけないのか。

答弁、この条例が適用される。

質疑、今後新設する道路は、この規定をあてはめると、これまで以上の事業費が拡大するのか。

答弁、この基準でいくと拡大する可能性はある。

3、審査結果。討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定した。

4、委員会の意見。上位法に基づくものであり特になし。

以上であります。

議 _____ **長** これから産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。産業建設文教委員長の報告に対し、反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第18号「川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について」の採決を行います。

本案は産業建設文教委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第18号「川棚町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第7、議案第20号「川棚町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」本案について委員長の報告を求めます。

産業建設文教委員長 平成25年3月25日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教委員会委員長久保田和恵。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、件名、審査の結果。議案第20号「川棚町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」、可決すべきものと決定。

産業建設文教委員長報告。議案第20号「川棚町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査期日、平成25年3月13日(2) 審査場所、第2委員会室(3) 出席者、委員全員、議長、事務局長、建設課長、係長。

2、審査内容(主な質疑と答弁)。

質疑、条例制定後の新設改良については適用されるのか。

答弁、適用される。

3、審査結果。討論はなく全会一致で可決すべきものと決定した。

4、委員会の意見。上位法に基づくものであり特になし。

皆さんにお願いがあります。先の17号、18号、この議案第20号、全ての報告書のところでですね、産業建設文教というのが抜けております。3つの議案とも書き加えていただけることをお願い致します。以上です。

議 長 これから産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。産業建設文教委員長の報告の対し、反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第20号「川棚町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」の採決を行います。

本案は、産業建設文教委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第20号「川棚町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第8、議案第25号「平成25年度川棚町一般会計予算」から、日程第15、議案第32号「平成25年度川棚町水道事業会計予算」までを、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

予算審査特別委員会から審査報告書が提出をされておりますので、これから予算審査特別委員長に報告を求めます。

予算審査特別委員長 報告を致します。平成25年3月25日、川棚町議会議長初手安幸様、予算審査特別委員会委員長村井達己。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記。

事件の番号、件名、審査の結果。議案第25号「平成25年度川棚町一般会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第26号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第 27 号「平成 25 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第 28 号「平成 25 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第 29 号「平成 25 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第 30 号「平成 25 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第 31 号「平成 25 年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」、原案可決すべきものと決定。

議案第 32 号「平成 25 年度川棚町水道事業会計予算」、原案可決すべきものと決定。

予算審査特別委員会委員長報告。議案第 25 号「平成 25 年度川棚町一般会計予算」、議案第 26 号「平成 25 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第 27 号「平成 25 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 28 号「平成 25 年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第 29 号「平成 25 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第 30 号「平成 25 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」、議案第 31 号「平成 25 年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」及び議案第 32 号「平成 25 年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 2 分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総合的な審査を実施した。(2) 審査期日(分科会)平成 25 年 3 月 12 日、13 日、14 日、18 日。(特別委員会)平成 25 年 3 月 19 日、21 日、22 日。審査場所、第 1、第 2、第 3 委員会室及び現地。(3) 出席者、委員全員、議長、事務局長、事務局書記、町長、副町長、教育長、各担当課長、室長、次長、各係長、主任。

2、審査内容(主要事項についての質疑と答弁)。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑。

質疑、活きいきタクシー助成制度は、理解が得られなければ予算執行をするなどということか。

答弁、してほしくないという意味である。審査の過程で減額修正や付帯決議も検討した。

質疑、自主防災組織づくりの取り組みは。

答弁、リーダー育成のために研修等を予定している。

質疑、NBCデジタル放送の情報提供は、町のホームページと同じなのか。

答弁、行事や防災無線の情報をお知らせするというので、インターネットを利用されない方などへの対応である。

(以上、質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)

質疑、くじゃく荘の空調設備改修とあるが。

答弁、1階から5階の廊下やホールの空調設備が老朽化しており、改修の必要がある。

質疑、通学路の改修は各校区何箇所あるのか。またその工期は。

答弁、川棚小4箇所、石木小7箇所、小串小2箇所である。平成24年度に川棚小2箇所、石木小2箇所、小串小1箇所は改修済みで、その他の箇所は平成25年度から整備していく。

質疑、PCBの処理とは。

答弁、PCBを含む電灯用安定器をこれまで保管していたが、産業廃棄物処理業者に委託し処分する。

(以上、質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)

以上で質疑を終了し、討論、採決を行った。

3、審査の結果。

(1) 議案第27号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第29号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第30号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」、議案第31号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」及び議案第32号「平成25年度川棚町水道事業会計予算」は、討論はなく全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第25号「平成25年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。
反対討論(要旨)。

年少者扶養控除の復活を国に求めることを要望し反対する。

賛成討論（要旨）。

少子高齢化が進む中、安心安全な町づくりのためにバランスよく予算編成がされているので賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（３）議案第２６号「平成２５年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

不安定就労者等が払える保険税にすると同時に、国に対して国庫支出金の負担率を上げるように要望し反対する。

賛成討論（要旨）。

国民健康保険は医療に不可欠なもの。町民の命を守るための制度であり賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（４）議案第２８号「平成２５年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

地域包括支援センターが専門性の高いサービスを充実させるため、介護給付費の見込み額に対する割合を上げるべきとし反対する。

賛成討論（要旨）。

制度として必要不可欠な予算措置であり賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

４、委員会としての意見。

（１）生きいきタクシー助成事業は、公共交通システムが目指す交通弱者対策として、対象者の範囲や地域間格差の検討が不十分であると考え。現在予定されている事業内容を委員会の意見も含めて再検討され、その結果を議会へ説明報告し、理解を得て事業に着手するよう強く求める。

（２）役場庁舎建設は防災拠点機能の充実、住民サービスの向上、職場環

境の改善や庁舎機能の強化の面からも急がれる。計画に沿って基金積立の努力をされたい。

(3) 自主防災組織や地域見守りネットワークについては、協働の町づくりのもと、多くの住民の理解と強力が得られるように努められたい。

(4) しおさいの湯健康いきいき利用券交付事業（仮称）は、目的を明確にし、その成果を検証されたい。

(5) 企業誘致については、企画財政課に所管を移すことで独立した立場での専門的な対応が期待できる。これまで以上に誘致促進の努力をされたい。

(6) 観光施設事業特別会計が創設され、各施設（多目的交流広場等）や交通アクセスの整備も図られている。また、長崎がんばらんば国体に向けての事業も展開される予定であり、観光振興策の調査結果も二つの大学から示される。行政においても、事業収益が増えるよう、さらに施策の展開に努力されたい。

(7) 学校給食共同調理場の民間委託については、円滑に移行できるよう準備されたい。

(8) 公共工事については、地元業者の育成を図り、町内の業者を優先するよう務められたい。

以上であります。

議 長 これから予算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで予算審査特別委員長に対する質疑を終わります。これから一件ごとに討論、採決を行います。

議 長 議案第25号「平成25年度川棚町一般会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し、反対討論はありますか。

14番久保田 議案第25号「平成25年度川棚町一般会計予算」に対する反対討論を行います。

2款総務費の中に一般管理費には、自衛隊への新人研修費が含まれていま

す。自衛隊には、本人の適格性を確認するための調査対象の自衛隊員に記入させる心情明細書があります。本人の思想、宗教、趣味の団体、交友関係など、あらゆる個人情報を入力するものです。本人だけでなく、親戚、同居人、友人の名前、性別、住所、職業、勤務先など、詳細に書き込むようになっています。研修に行かされる職員の個人情報が守られるのか危惧されます。本人の意志が尊重されない業務命令で研修にはやるべきではありません。

8款土木費、ダム対策費について3月22日、23日に行われた公聴会では、本来なら反対されている方達全ての意見を聞くべきなのに、17人の発言希望に対し、3名のみしか採用されませんでした。公述人の発言の中に、「東日本大震災の復興の遅れは、資材、機材、人材の不足によるものである」とありました。また入札に参入しようとしても、社員の不足で入札に参入できないと、私もマスコミの報道で聞きました。苦難に直面する人達への救援と復興にこそ国の持てる力を投入すべきです。13世帯60人の方達の憲法で保障された生存権や財産権を侵してダム建設を進めるべきではありません。

また10款教育費、学校給食共同調理場費には、民間委託を見込んで2名の正規の職員が削減されます。民間委託は、委託を受けた業者が労働者を指揮命令して業務を行うものであり、委託した町は口答であれ、文書であれ指揮命令をすることはできません。また、町立保育所の民営化でも分かるように、基本方針では臨時職員等については、本人の意向に応じて引き続き法人で任用することを基本とすることとしながら採用されない人がいます。人事異動内示でも気になります。保育士の方の退職が職種変更によるものでなければよいがと思っています。このように非常勤職員が必ず委託先に採用される保障はありません。

議 長 久保田議員、予算に対する反対討論であります。

14番久保田 現業部門の職種変更は、特に気になります。これまでも町が改革の対象を何も言えない幼児、児童、生徒に手を付けてきたことには納得できません。私は子ども達の育ちに責任を持つべきとして反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

15番山口 総額55億1,700万円の一般予算につきましては、税収等の増収が見込まれない厳しい中、そしてまた少子高齢化が進む中で、福利、教

育等に十分配慮され、また安全安心のまちづくりのためや、活力あるまちづくりのための施策が十分に盛り込まれ、バランスのとれた予算編成だと判断し賛成致します。

議 **長** これですべての討論を終わります。これから議案第25号「平成25年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** 起立多数です。したがって議案第25号「平成25年度川棚町一般会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議 **長** 次に、議案第26号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し反対討論はありますか。

14番久保田 議案第26号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

国民健康保険税を一年間滞納した世帯には、保険証の返還が求められ、返還した世帯には資格証明書が交付されます。川棚町もその限りです。資格証明書で医療を受ける場合は、一旦、治療費の全額を払わなければなりません。後で領収書を提出すれば7割を返してもらえる仕組みですが、実際は滞納保険税の支払いに相殺されるため、結局は返してもらえません。資格証明書は国保加入者という資格を表しているにすぎず、保険証としての役割は果たしていません。滞納世帯のほとんどは、払いたくても払えない世帯であり、このような世帯に資格証明書を発行すべきではありません。また、国保税の滞納者への差押えについては、法令を遵守し、きめ細かく面談して、生活困窮に陥らないように最善を尽くしてください。そして国民健康保険財政への国

庫負担割合を医療費総額の４５％に戻すことを国に要請してください。訴えて反対討論とします。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

6 番 毛 利 国民健康保険事業特別会計に対し、賛成の立場で討論を行います。

本議案は予算審査特別委員会において、慎重な審議が行われ賛成多数により、原案可決すべきものと決定されました。少子高齢化など、年々増え続ける国保会計は国庫や県からの支出金、各種交付金、一般会計からの繰り入れも行い予算化をしています。今後、団塊の世代の方々の加入もさらに予想され、さらなる医療費の伸びが考えられます。現在、町は特定健診、各種がん検診などを行い、町民の健康増進を図っています。さらなる事務の効率化、収納率の向上を図り、町民の健康増進に努められ、より健全な財政に一步でも近づくことを期待し賛成討論と致します。

議 長 これで討論を終わります。これから議案第２６号「平成２５年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

議案第２６号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第２６号「平成２５年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第２７号「平成２５年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し反対討論はありますか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第27号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。

お諮りします。本案は予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第27号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第28号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し反対討論はありますか。

14番久保田 議案第28号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

介護保険料は住民税非課税の世帯でも保険料を払わなければならない、低所得者にとっては過酷な負担になっています。年金で慎ましく暮らしておられる高齢者からは、介護保険料を払っても利用料を払えない、サービスは受けきれないという声が聞かれます。保険料を滞納すると償還払い、給付差し止めなどのペナルティが科せられるようになっていきます。本町では実績としてはありませんが、収入が著しく減少した時に適用される減免制度が制度化されていません。保険あって介護なしでは、制度としての役目を果たしていません。払える保険料、利用できる制度の創設を求めて反対討論とします。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

4番堀田 今後ますます進む高齢化社会に向け、高齢者の皆様が安心して老後を迎えられますよう、介護保険制度のさらなる充実を強く求め、なお一層の継続可能な介護保険制度となることを期待し賛成討論と致します。

議 長 これで討論を終わります。これから議案第28号「平成25年

度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

議案第28号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第28号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第29号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第29号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。

お諮りします。本案は予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第29号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第30号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別

会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第30号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の採決を行います。

お諮りします。本案は予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第30号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、議案第31号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第31号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」の採決を行います。

お諮りします。本案は予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第31号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり

可決されました。

議 長 次に、議案第32号「平成25年度川棚町水道事業会計予算」に対する討論、採決を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第32号「平成25年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。

お諮りします。本案は予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第32号「平成25年度川棚町水道事業会計予算」は、予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに決定致しました。

議 長 次に、日程第16、「総務厚生委員会調査報告」を議題とします。総務厚生委員会から調査報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 報告致します。平成25年3月25日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長福田徹。委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を行いましたので、別紙のとおり会議規則第7条の規定により提出します。所管事務調査。

1、件名、行財政改革について。

2、期日、平成23年7月21日から平成25年2月27日。

3、場所、第1委員会室、第2委員会室、第3委員会室及び視察地。

4、出席者、委員全員、議長、局長、書記、総務課長、企画財政課長、財政管財係長、住民福祉課長、子育て支援係長。

5、審査の経過と概要。

第1回委員会、平成23年7月21日。

行政改革の中の重点調査事項として、入札制度の見直しと町立保育所の民間委託を取り上げる。民間委託の手法について研究しておくべきである。まずは、町内業者が入札に参加できるようにできないだろうか。本町の最低制限価格は適正なのか。

第2回委員会、平成23年8月26日。

町立保育所の民営化について、住民福祉課より説明を受ける。

問、民営化の手法として貸与とするのか。

答、建設時の補助金問題をクリアできる条件を県と協議中である。

入札制度について、他自治体での取り組みと本町の入札結果の資料を基に研究を進める。

第3回委員会、平成23年10月11日。

入札制度の中で、最低制限価格と業者選定について研究を進める。

第4回委員会、平成23年11月4日。

全員協議会、平成23年10月25日での行政改革の実施状況の説明を受けて協議を行う。過去の入札に関する本町での一般質問を検証する。視察調査を行うこととする。

第5回委員会、平成23年11月25日。

視察調査について調査内容の確認と候補地の選定を行う。

平成24年、第6回委員会、平成24年1月13日。

町立保育所の民営化について住民福祉課より説明を受ける。視察地と研修事項を決定する。

視察調査、平成24年1月25日、26日。

宮崎県三股町、入札制度について。熊本県菊池市、保育所の民営化について。

第7回委員会、平成24年2月21日。

視察報告のとりまとめ。

第8回委員会、平成24年8月1日。

入札制度について。最低制限価格の引き上げを求めるとはなく、国の指針に沿った検討を求める。意見書で引き上げを求めても良い。

第9回委員会、平成24年8月30日。

企画財政課より入札制度の見直しについて説明を受ける。

問、総合評価方式の採用状況は。

答、年間に1件である。

問、業者選定要綱の中に地元業者の優先が謳っていないが。

答、その精神は保たれている。

問、JV方式の規定はあるか。

答、ない。今後の課題と捉え要綱を整備すべきと考えている。

問、最低制限価格を引き上げたとき、県内の他自治体の状況から判断したとあるが、80%と低く設定したのは。

答、段階的だという思いもあってのことで、今後検討する。

第10回委員会、平成24年10月11日。

住民福祉課より、町立保育所の譲渡先の選考結果及び今後のスケジュールについて説明を受ける。入札制度について決議を行うこととする。

決議事項案①最低制限価格の引き上げについて②地元企業の優先について③共同企業体の制度化について。

第11回委員会、平成24年10月30日。

決議文の検討を行う。

第12回委員会、平成25年1月16日。

保育所民営化の進捗状況を確認し、今後の活動について協議する。

第13回委員会、平成25年2月27日。

委員会最終報告の検討を行う。

6、まとめと意見。

①入札制度については、入札業務の効率化の観点から、入札制度の見直しが進められていたが、入札制度そのものの見直しを図ることとし、町内業者への対応など、調査研究、検討を行った。昨年12月定例会に決議案を提出し、全会一致で可決された。行政としては、本町の活性化発展のため、この決議に沿って町政運営に取り組みたい。

②町立保育所の民営化については、町民に混乱を与えないようにとの観点から民営化の手法など調査を行った。本年4月からサルビア福祉会に施設を譲渡し、民間での運営が始まる。今後、本町の児童福祉の一翼を担う施設と

して充実した保育に努めていただきたい。

所管事務調査。１、件名、地域公共交通について。

２、期日、平成２３年１１月４日から平成２５年２月２７日。

３、場所、第１委員会室、第２委員会室、第３委員会室及び視察地。

４、出席者、委員全員、議長、局長、書記、企画財政課長、企画調整係長。

５、調査の概要。

平成２３年。第１回委員会、平成２３年１１月４日。

地域公共交通についてを閉会中の調査事項に追加することを確認する。過去の公共交通に関する本町での一般質問を検証する。視察調査を行うこととする。

第２回委員会、平成２３年１１月２５日。

視察調査について調査内容の確認と候補地の選定を行う。

平成２４年。第３回委員会、平成２４年１月１３日。

視察地と研修事項を決定する。

視察調査、平成２４年１月２５日、２６日。

宮崎県三股町、コミュニティバスについて。熊本県菊池市、コミュニティバス、乗合タクシーについて。

第４回委員会、平成２４年２月２１日。

視察報告のとりまとめ。

本会議、平成２４年３月２６日。

視察報告をおこなう。

第５回委員会、平成２４年７月９日。

地域公共交通について企画財政課及び財団法人ながさき地域政策研究所より説明を受ける。

問、実証運行は決定したのか。

答、決定している。

問、運行の範囲は。

答、町内のバランスが求められるが必要最小限での運行となる。

問、再アンケートが予定されているが、対象者は利用者だけか。

答、利用された人及び利用されなかった人の両者に行う。

第６回委員会、平成２４年８月１日。

地域公共交通について、東彼杵町及び波佐見町の資料を基に検討を行った。

第7回委員会、平成24年8月30日。

企画財政課より地域公共交通について、10月からの実証運行実施が難しい状況の説明を受ける。

問、理由は何か。

答、いろいろな課題の調整が難航している。

第8回委員会、平成25年2月6日。

今後の地域公共交通について、企画財政課より説明を受ける。

問、これまでの事業の継続と見て良いのか。

答、継続と捉えてもらいたい。

問、交通弱者である子ども達についてはどうするのか。

答、教育委員会で調査研究することとしている。

問、地域間格差をどうするか。

答、地区の線引きが難しい。

第9回委員会、平成25年2月27日。

委員会報告の検討を行う。

第10回委員会、平成25年3月18日。

予算審査を踏まえ、委員会報告の検討を行う。

6、まとめと意見。

平成24年度の目玉とも言える新たな公共交通システムは、町民に期待された事業であったが実現しなかった。平成25年度予算には、新たな交通支援策として高齢者を対象とした生きいきタクシー助成事業が予定されている。しかし、これまで当委員会で指摘してきた対象者や地域間格差の解消がなされておらず、交通弱者対策として喜ばれる事業を目指すよう強く要望する。以上であります。

議 **長** これから委員長の報告に対し質疑を行います。

「な　　し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め報告済みと致します。

議 長 次に、日程第17「産業建設文教委員会調査報告」を議題とします。産業建設文教委員会から調査報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設文教委員長 平成25年3月25日。川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教委員会委員長久保田和恵。委員会調査報告書。

本委員会では閉会中の調査をしたので、調査の結果を下記のとおり報告します。所管事務調査。

1、件名、学校、家庭、地域と連携した教育行政について。

(1) 第1回委員会、日時、平成24年4月20日金曜日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長。

家庭、学校、地域と連携した教育行政について協議した。

(2) 第2回委員会、日時、平成24年7月19日木曜日、場所、第1委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、教育長、教育次長。

教育委員会と意見交換をした。

主な内容。

①要支援児童、生徒のいきいきと学べる環境作りについては、特別支援教育推進会議やスーパーバイザーなどを配置し、教育体系づくりを行っている。

②いじめについては、川棚町教育振興基本計画で、安全に安心していきいきと活動できる学校の実現を目指している。校長会でも気になる子どもはいないか意見を聞いている。

③不登校問題については、全職員で共通理解をし対応している。

④通学路の点検は歩道のチェックを行った。

(3) 第3回委員会、日時、平成24年8月20日月曜日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長。

教育委員会との意見交換及び視察先についての協議を行った。

(4) 第4回委員会、日時、平成24年9月14日金曜日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、教育長、教育次長。

特別支援教育推進会議、スーパーバイザーの活用について協議を行った。

(5) 第5回委員会、日時、平成24年10月26日金曜日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員（田崎委員、小田委員欠席）、議長、事務局長。

視察先及び内容について協議を行った。

(6) 視察、日時、平成24年11月15日木曜日、16日金曜日、場所、中津市教育委員会、由布市教育委員会、春日市教育委員会、出席者、委員全員(朝長委員、波戸委員欠席)、議長、事務局長。

平成24年12月定例会において報告済み。

(7) 第6回委員会、日時、平成24年12月10日月曜日、場所、第2委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長。

各学校PTA役員との懇談について協議を行った。

(8) 第7回委員会、日時、平成25年1月9日水曜日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長。

PTAとの懇談及び各学校長との懇談の日程及び内容について協議を行った。

(9) 第8回委員会、日時、平成25年1月22日火曜日、場所、中央公民館、出席者、委員全員(田崎委員欠席)、議長、事務局長、事務局書記、各学校PTA役員。

PTA役員との意見交換。

主な内容。

①学校行事へ協力する気持ちはあるが、雇用情勢などから参加が少ない。

②地域行事への参加については、伝統行事は残していきたいが、子どもの数、世帯数の減少で難しい。

③授業参観、懇談会への参加者を増やすには、曜日、時間の設定、町や地域の行事と重ならない工夫が必要である。

④地域の連携については、みまもり隊は親身になって取り組んでもらっている。

⑤保護者が教育行政に望むことは、安全な通学路の確保と体罰などの防止に取り組んで欲しい。

(10) 学校との意見交換、日時、平成25年2月4日月曜日、5日火曜日、場所、小串小学校、川棚小学校、石木小学校、川棚中学校、出席者、委員全員(田崎委員、朝長委員欠席)、議長、事務局長、事務局書記、校長、教頭。

各学校を訪問し意見交換をした。

主な内容。

①生徒の問題行動（喫煙、万引きなど）については、地域、家庭で見守る必要がある。

②地域、家庭の協力体制は学校の発信により得られている。今以上の発信をすることにより、さらに地域の協力は得られると思う。

③中1ギャップ解消のために、小中連携や学校開放などが行われている。今以上の取り組みが望まれる。

④ICTの設備は充実している。活用する努力が望まれる。

⑤授業参観、懇談会への参加が少ない。魅力ある授業参観の工夫が必要である。

⑥職業体験については、地元業者の強力が得られスムーズに実施されている。

2、委員会のまとめ。

①学校と地域の連携については、地域の「ひと、もの、こと」を活かしながら子どもの健全育成のために役割、連携、融合を意識し取り組まれている。視察先では地域と連携した教育体系が確立されており、本町でも地域と連携した教育体系が望まれる。

②スーパーバイザーは各学校とも評価が上がっており、相談日増設のための予算措置が望まれる。

③就学支援体制については、各学校とも要支援を抱えている。一層の充実を図りたい。

④中学校のA4版対応の机は好評である。暫時、小学校への導入も図ること。

⑤子ども達が気持ちよく学習できる環境作りのために、サポートティーチャー、図書司書補助、学校IT化、ALT、スーパーバイザーなどの取り組みについては、県下でも先進的であり評価できる。

以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対し質疑を行います。

5 番 三 岳 一点お尋ねをしたいと思います。これ学校、家庭、地域との連携という中での取り組みだったと思うんですが、地域の方というのがPTAの方と捉え方をして、あと教育委員さんとの意見交換と言いますか、そういったものはなされなかったのでしょうか。お尋ねします。

産業建設文教委員長 教育委員の方達との懇談は行っておりません。前年度に行いましたが、24年度は行っておりません。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め報告済みと致します。

議 長 これで本日の日程は全て終了致しましたので、会議を閉じます。

平成25年3月川棚町議会定例会を閉会致します。ご起立願います。お疲れ様でした。

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____

会議録署名議員 _____

会議録署名議員 _____

